

令和4年度 第2回南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会議録

日 時：令和4年11月9日（水）午後2時～3時30分

場 所：南丹市役所 4号庁舎 2階 会議室

出席者：

〈委員〉

廣野委員長、吉田副委員長、森委員、吉岡委員、植野委員、
小東委員、谷口委員、佐野委員、栗原委員、吉田委員、
出野委員、川勝委員

（欠席：塩貝委員、中村委員）

〈事務局〉

矢田福祉保健部長

【高齢福祉課】川勝課長、竹野課長補佐、長野課長補佐、
松本係長

【保健医療課】人見係長

【地域医療室】山崎課長補佐

【南丹地域包括支援センター】栗原課長

【調査委託業者（株）ぎょうせい】山野研究員、高尾研究員

〈傍聴者〉

なし

1. 開 会

事務局：定刻となり皆様お揃いですので、ただ今から「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

全国的にも新型コロナウイルス感染の防止対策が緩和はされましたが、観光客がたくさん増えたりと感染拡大が心配される声も聞いている状況でございます。

この会議も、少し窓を開けさせていただきながら予防対策にご協力をいただき、進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日の会議に際しまして、塩貝潔子委員と中村裕予委員のお二人から欠席届の提出がございましたので、ご報告をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

矢田福祉保健部長から順に事務局の自己紹介を行った。

2. 挨拶

委員長：委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

また、日頃は南丹市の高齢者事業にご尽力を賜っております。事務局に代わり、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

このところ、人の往来が非常に活発になってきました。インバウンドも増えてきたということでございます。予想されたことではありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しているという現実があります。

昨日のニュース、京都府の感染者数の累計ですけれども、49万8,000人を超えています。もう少しで50万人に達するところまで来ています。京都府の人口は255万人ということですので、言い換えれば5人に1人はこの2、3年で罹患したということになるかと思えます。そう考えますと、非常に身近な病気になってきたのかなという印象を持っています。

重症化率ですが、ワクチン接種に相関して重症化率が低下したということが認められているとはいえ、高齢者にとってはまだまだ怖い、恐ろしい病気であることには変わりありません。そしてこの冬には、インフルエンザとの同時流行が心配されています。ワクチン接種はもとより、今まで以上に感染予防に注意を払う必要があるのかなと思っております。そして、いよいよ「南丹市高齢福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定が始まります。まず、最初にアンケート調査が実施されますが、このアンケート調査は、南丹市の高齢者の現状把握と課題分析を目的としております。その結果が次期策定に反映されるということになりますので、これは非常に重要な作業ではないかと思えます。

本日の議題にも上がっておりますので十分にご検討いただき、有意義な委員会にさせていただきますことをお願いして、簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

3. 協議事項

●（1）第9期計画の策定に向けた事前調査（アンケート調査）について

委員長：それでは、これより議事に入ります。

「第9期計画の策定に向けた事前調査（アンケート調査）について」を議題とし、事務局より説明してください。

事務局：配付資料の確認

- ・第9期計画の策定に向けた取組について（経過報告等）【資料1】
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）【資料2】
- ・在宅介護実態調査（案）【資料3】
- ・アンケート調査に係る補足資料
- ・令和4年度における施設（事業所）の整備について（現状報告）【資料4】
- ・南丹市福祉職場就職フェアのちらし

事務局：資料1、資料2、資料3、補足資料の説明

質疑・意見等

委員長：ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思えます。ご意見、ご質問がある場合はまず挙手をお願いします。

それでは、委員の皆様から、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員：資料2の中で、1ページの問1-6の要介護認定で、「2. 総合事業対象者」という項目があります。この総合事業は確か第8期から導入されたと思えますが、初めてアンケートに答える人は、総合事業対象者が何か分からないのでは。自分が総合事業対象者かどうかということ自体、分かっておられるかどうかと思う。

事務局 : 委員が言われるように、ご自身が総合事業対象者であることを理解されているかどうかということについては、事務局としては理解をされていると思っておりますが、何か注釈などが必要でしょうか。

委員 : 分かるわけですね。正確に判断できるか、少し懸念がありました。

事務局 : 総合事業の事業対象者に、市役所が認定するときは必ずご本人さんにチェック項目をお伺いしたりとか、包括支援センターが訪問して、何かしらのサービスを受けたりされるということで事業対象者の申請をされています。ご本人の体調も、要支援1、2よりもまだ軽度な方ということで、ご認識をいただいたうえで事業対象者の認定を受けておられるとは思いますが。

ただ、もしもサービスに結局つながっておらず、抜け落ちて忘れておられる方もあるかもしれません、ご本人でご判断いただけるということで、この設問の中に入れさせていただいている次第です。

委員 : 申請いただいたなら、それで結構です。

委員 : 介護保険制度は、もう20年ぐらいになるんですね。

介護保険制度について教えてほしい。デイサービスセンターという言葉や、入所には要介護認定がいるのは知っているんですが、施設や利用者のなかでサービスの質を上げるという話があると思います。施設にしたらサービスを提供すれば、さらに利用者側からサービスの質をあげる要望がでてくるのでしょうか。

事業所によっても違うでしょうが、実態として利用者がもっといいサービスをしてほしいという場合には、施設は対応が可能なのでしょうか。人員のこともあり、限界はあると思いますが。

事務局 : 介護保険制度ができた当初は、今ほどではなく大変シンプルな制度だったと思います。次の計画は第9期計画になりますが、今はサービスも種類が増えております。例えばデイサービスに行ったり、ホームヘルパーにおうちに来てもらったりする在宅サービスと施設に入所される施設サービスと二つに分かれると思います。

そこで、サービスの質や量という話になりますが、特別養護老人ホームは平成27年から、要介護3以上でないと入所できないということもありますし、いろいろところで制約があったり、細かな規定がありますが、それぞれのサービス提供については、事業者と利用者が契約をされて提供されることになります。

サービスの種類によりまして、こういう内容を提供するという事は決まっていますが、サービスの質については、法人によってそれぞれ頑張っておられる部分があると思いますし、職員などの一定の基準は満たしてサービスを提供していただいております。

サービスに関して、利用者から苦情があったりするときは、市役所にも連絡が入りますが、それぞれの事業者がしっかりと一生懸命にサービスを提供していただいているというのが、南丹市の現状だと考えております。

委員長 : 計画策定をこれから1年間やっていくわけですが、その中で委員がおっしゃった内容も出てまいります。その都度いろいろ耳に入れられて、知識に加えられるといいと思います。この策定委員会を通じて、いろいろとそういうことが分かるかもしれません。よろしくお願ひします。

委員 : 2点ほどお伺いしたいと思います。具体的な設問に関してですが、まず、(資料2の)1ページのところに、「あなた自身や家族について」という大見出しがあって、その間1-

1のところ「記入されたのはどなたですか」ということで、選択肢が三つあります。こうしたときに、問1-2、1-3、1-4、以下ずっと答えていくときに、「あなた」というのは誰を指すのでしょうか。私が考えるには、この前提のところ、調査対象者はあて名の方ですよという限定をしておかないと、途中でぶれてきて、書いている方の状況であったり、あて名の方の状況であったり、どちらなのかと混乱することがないでしょうか。前回どうであったかは分かりませんが、1点目、それが一つです。

2点目に、2ページ、具体的には問1-10です。住環境についての理由を答えるところで、1番に「家の状態がよくないから」とあります。この家の状態というのは、何を指して家の状態と言っているのでしょうか。ちょっと回答しにくいと思いましたので、お尋ねします。

事務局：問1-1、1-2につきましては、1ページの一番上にあります大きな見出しで、「ご本人（封筒のあて名の方）の状況について」ということで記載しておりますが、問1-1につきましては、実際に書かれた方が、封筒のあて名の方から見てどなたになるかということになります。（※資料2と資料3との見間違いあり）

資料を見間違えておまして、申し訳ありませんでした。問1-2では、「あなた（あて名のご本人）の性別を教えてください」となっております。こちらの設問の回答につきましては、実際のあて名のご本人について書いていただくこととなります。「あなた」につきましても、あて名のご本人のことについて書いていただくことです。問1-4、1-5、1-6につきましても同様に書いていただくこととしております。

こちらの記載の仕方につきましては前回と同じで、今回につきましても前回同様の記載とさせていただきます。

委員長：これは国の質問ですよね。文面や質問文もこうなっていますか。国の質問に関しては、変更ができないとおっしゃっていましたがけれども、この内容というのは、国でも「あなた」という言葉が使われているのですか。

委託業者：問1-1などにつきましては、委員長からご指摘いただいたように、基本的には国の設問ですので、原則、国の表現になっております。ただし、委員からの先ほどのお話は、この設問自体がどうかというよりも、恐らくはここで一旦、問1-1でご本人かどうか、別の方がお答えになった後、「あなた」と出てくるときに、それが仮にご本人じゃない方が回答された場合、「あなた」というのが本人じゃない、回答された方のことを聞いているとように読み取られる可能性があるというお話だったと思います。

それについては、確かにご指摘を受ければその可能性があると思いますので、いずれかにそうした注釈、例えば問1-2で「あなた（あて名のご本人）」と書いていますので、これを以下同様と入れるとか、そうした工夫は国のモデル調査票をそのまま使う範疇に収まると思いますので、そうしたところの工夫はしていったほうがいいかなと、ご指摘を受けて考えております。

委員長：●●委員、質問に関しては、今のご回答で大丈夫でしょうか。

委員：それでもいいかなと思うんですけど、わざわざ面倒なので、問1-1の前に、「以下の回答についてはあて名の方の状況について記入してください。」と書けばもう終わりですね。それ以外に一回一回注釈をつけていくというのは煩瑣^{はんさ}になるだろうし、その辺を整理されたらどうかと思います。

さっきの説明では、作成者の意図は分かりませんが、回答者の受け止めがどうなのかという

観点からの見直しがないと、答えにくいところがありますよということを言いたかったんです。その例として、問1-10を挙げたわけで、それはどうなんですかね。

事務局 : 問1-10の(1)につきまして、住環境に満足していない理由について、「あなたの考えに最も近いものをお答えください」ということです。1番について、「家の状態がよくないから」ということについては確かに人によって捉え方が違い、例えば、家が劣化していると取られる方もおられますし、バリアフリーではなくて段差があつて、ちょっと使いにくいというような考えをお持ちの方もあって思われます。

ただ、そのような内容を設問では事細かに表現がし切れなかったものですから、人によっては捉え方が違うかもしれませんが、総括した書きぶりにしまして、「家の状態がよくないから」と、現状案として書かせていただいております。

また、こちらにつきましては南丹市の独自項目でございますので、このような表現がいいんじゃないかなということがありましたら、ご提案いただけたら大変ありがたいと思っております。

委員長 : この項目は南丹市の追加事項です。回答者が判断しにくいところは、確かに読み取れます。●●委員、この文面はどうでしょうか。具体的にはどのようなにするのがいいのか。もしご意見をお持ちでしたら、教えていただければありがたいと思います。

委員 : 代案は考えていないのですが、解釈としてはハードとソフトと両方あると思います。家の状態と中身、その辺りが条件づけするか、答えてほしい方向での条件づけをする。バリアフリーになっていないからとか、そういうことが答えてほしいのであれば、それに近い言葉を足したらどうですか。

委員長 : ありがとうございます。今、●●委員のほうから貴重なご意見いただきました。それをもう少し分かりやすく、聞きたいところに結びつけるような質問にしたらいんじゃないかということです。これは変えることは可能なんですよ。

事務局 : 可能です。

委員長 : 事務局のほうでまた十分に考えていただいて、設問、回答項目をお考えいただくということでよろしいですか。

委員 : ありがとうございます。

委員長 : アンケートの項目で変更がある場合はどうするかについて、12月からこれは発送されるかと思えます。これは提案ですが、もし変更がある場合、責任において私、委員長と副委員長、それから発案者、発言者に、まず事務局でたたき台をつくっていただいて、出していただき、それで確認させていただく。それができたところで、もう一度委員の皆様の内容を発送していただくという手順を踏みたいと思うのですが、いかがでしょうか。ご承認いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。●●委員、それでよろしいですかね。

委員 : はい。

委員長 : これにつきましては、たたき台をつくっていただいて、求める内容を回答いただけるように、回答しやすい項目をつくっていただくということでよろしいですね。

委員 : 介護予防の調査の件でお尋ねしますが、一般高齢者というのは介護認定を受けていないということでしょうか。

事務局 : 65歳以上の方で、介護認定や要支援1、2または総合事業の認定を受けておられない方を一般高齢者とさせていただきます。

委員 : 設問がいろいろありますけれども、介護を予防できる人たちということですね。結局は。そうすると、(調査に) いわゆる何か柱がないといけないのではないかと。例えば私がいつも思っているのは、まず、社会的に孤立していないかどうか、それから、最近活動性が低下していないとか、よく言われるように機能の衰えがないか。この三つぐらいが予防ということに関しては、非常に重要なことだと思います。

そうすると、設問がだらだらとあるわけですが、いわゆる介護予防に適用するような人たちというのは、今おっしゃった健康な人と、それから介護認定を受けていない、ちょうどその狭間にあるような、放っておくと要介護とかになるような、そういう人たち。よく言われるフレイルという状態の人、可逆性のある人たちだと思うんです。

そうなる前に何とかしましょうということだと思うのですが、そういう内容は、このアンケートで読み取れるのでしょうか。

私なりに理解はしているのですが、例えば2番の「身体の状況や身体を動かすことについて」というのは、多分、筋力低下とかこの辺が挙がってくると思うし、「4. 食べることについて」では身長・体重という設問がありますが、これは多分、体重の減少がないとか。それから、「5. 毎日の生活について」の『できますか、できませんか』では、これは多分、認知機能改善に関係してくることと思いますが、その辺をちょっと教えていただくと嬉しい。

委託業者 : 今、ご指摘いただいたところが、まさにこのニーズ調査のポイントになるような設問だと私どもも考えておまして、一覧のほうで簡単にご説明をさせていただきたいのですが、例えば、大きな2番目の「身体の状況や体を動かすことについて」、それから次の「外出について」、あるいは4つ目の「食べることについて」、また、5つ目の「毎日の生活について」というところですが、これを見ていただくと、例えば問2-1で言うと「階段や手すりや壁を伝わらずに上っているか」というのは、「はい」、「いいえ」で答えるだけです。これは、単に「はい」と答えた人が何%かというのを見ていくと、まさに先ほど委員がご指摘されたように、あまり意味のない設問になってしまいます。これを国のほうも含めて、生活機能評価という複数の設問を使って分析する手法がございます。

具体的に申し上げますと、大きくは7つの項目「運動器機能」、「転倒リスク」、「閉じこもり傾向」、「低栄養状態」、「口腔機能低下」、「認知機能低下」、「うつ傾向」。この7つの生活機能を今、申し上げました大きな枠組み、2と3と4と5の設問を使って分析してまいります。

先ほど委員がおっしゃったような、身長とか体重からBMIを出して、「半年間に固いものが食べにくくなったか」というところを併せて見ることで、口腔機能とか低栄養とかの状態を見ていくという分析を最終的には行ってまいりますので、委員からご指摘いただいたような部分の分析は、この設問からできるのかなと考えております。

委員長 : 要するに、今の設問で分析できるということですね。ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。

委員 : 個々の設問について、ちょっとお伺いしたいのですが、問9-3、認知症についてのイメージの設問がありますね。私なら、1から5まで全部マルで答えます。ただし、1つだけ選ぶとなると多分5番を選びます。認知症というイメージは多分、一番調子の悪い状態で

はないかと思いますが、なぜ1つですか。これは複数回答の方がいいのではないかと思います。

委員長 : ここでは、複数回答ではなく、イメージに一番近いものを選ぶということですね。

委員 : イメージと言われたらそうかも分からないですけど。

委員長 : 回答は、なぜ1つなのか。全部や2つ選べてもいいのではないですか。これは国の設問ですか。

委託業者 : これは独自の設問です。前回は書かれている設問ですので、前回の比較から、回答を1つとしています。

一覧(補足資料)で申し上げますと、2ページ目の問9-3のところですね。黄色に色づけがされていて、赤字になっております。これについては南丹市独自の設問で、前回は聞いており、しかも、計画の指標になっている質問ということになります。

したがって、計画の評価をするために、やはり同じ形で聞いていかないといけないということで、現時点で私どもとしては、同じ形で前回と同様に聞いていく必要があると考えておりました。ただ、選ぶ方の視点に立ってみると、確かにどれも選びたくてしまうような質問であるのかなと思います。ただ、評価に使うという意味では、この質問は前回と同じ聞き方がよいのではないかと考えております。

委員長 : これは、認知症のことをどれだけ知っているか分かりませんが、いろいろ知っている人ほど迷ってしまう質問ですね、みんなに当てはまる。前ははどうだったんですか。

事務局 : 認知症の項目について、確かにイメージとしては、全てを思われるかと思うのですが、大体下に行くほどネガティブというか、悪い印象をお持ちの方というようなイメージができるかと思えます。

また、認知症を患ったからといって、何もできなくなるわけではないということを啓発していくのも一つの目的ですので、この下の部分、例えば、現在「認知症になると症状が進行して何もできなくなってしまう」というイメージを持っている人には、ちょっとでも上のほう、1番とか2番のイメージを持ってもらうように、こちらとしても啓発事業を実施していきたいという思いもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 : 私自身、この問題を自分でマルしていたんですが、私はもし認知症になったらこうでありたいなというイメージをして、一番上にマルをしています。

委員 : 予防という観点で答えると1番になると思う。

委員長 : そこまで回答者が理解できるかどうかいうとちょっと難しい。

事務局 : 回答の方は多分ストレートなイメージで、何もできなくなるとか、施設に入らなければいけないようになるというのが一般的なイメージだとは思いますが。しかし、実際にはできないことを工夫してできるようにもなりえますし、サポートを受けながら在宅でも生活できるようになりますので、そういったイメージをちょっとずつ良い方に持っていくというのも、認知症啓発の一つだと思っております。また、回数を重ねるごとに、ネガティブイメージを抱く人が少なくなっていくのが啓発事業の成果かなということで、この質問を入れさせてもらっております。

委員長 : そこを見たいということですね。ご納得いただけましたでしょうか。一応、これで前年度は出されているので、それとの対比ということも重視されているようですので、そういうことをご理解いただければと思います。

委員の皆様、他にご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長：貴重な意見をいただきました。変更すべき内容もありました。質問等について、非常に迷うということも出ております。その辺は感じていただき、前年度との対比ということを重視されているようですので、そういうことでご理解いただければと思います。
この議案につきましては、一応終了ということによろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

●（２）その他

- ・令和４年度における施設（事業所）の整備等について
- ・南丹市福祉職場就職フェアについて

事務局：資料４及び南丹市福祉職場就職フェアについて説明

質疑・意見等

委員長：ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問いただくわけですが、これは小規模多機能施設というのは、生活圏域として八木地区だけなかったんですね。

事務局：八木地区と美山地区になります。

委員長：美山地区ができて、八木地区はちょっと遅れているという感じですかね。より早い実現が望まれると思いますので、よろしく願いいたします。

それから就職フェアは、介護人材の関係でいつもこの委員会でも話がありますけれども、
●●委員いかがでしょうか。

委員：（人材確保のために）何回も要望というか、走り回っていたのでありがたいと思っております。募集の方は対応したいと思います。

委員長：盛況であればいいなと思います。今までこういうことは、どこかでやられたことはあるんでしょうか。南丹市は初めてですね。

事務局：京都府が主催で、このエリアでしたら亀岡のギャラリーとかで開催があり、南丹市からも法人さんにご参加いただいております。

ただ、今回、南丹市の法人さんに集まっていたということなので、できるだけたくさんの方に来ていただけるようにしたいと思います。当日、１階の方はコロナのワクチン接種の会場になっておりまして、地下のコスモホールでの開催ということで、説明をさせていただきましたように、市のホームページやLINEなどにもアップしたり、学校の方にも、高校とか大学もございますので、このようなイベントをしますということで、できる限りいろんな方に来ていただけるように、啓発をしていきたいと考えております。

委員長：●●委員の方からありがとうございますというお話がありましたので、それをもってこの件は終わりということによろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長：最後に、全体を通しましてご意見、ご指摘等ありましたらもう一度伺いたいと思います。最初の項目が、ちょっと質問内容の変更がありましたので、それは先ほど言ったような手順でお願いしたいと思います。

どうでしょうか。特にご意見、ご指摘はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、議事を終了させていただきます。

委員の皆様のご協力により、無事に今日の与えられた議題につきましては、終了すること

ができました。ありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しいたします。

4. 閉 会

事務局 : 廣野委員長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。閉会にあたりまして、吉田副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

副委員長 : 本日は、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

本日いただいたご意見、先ほど委員長も言われたように、正副委員長のほうで発言を取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その案をもとに12月に実施、次回3月にはアンケート結果、速報値の結果をもとに、次期計画に向けてのご意見を伺うということになります。今後、次期計画に向けていろいろとお世話になることと思います。よろしくお願いいたしますしまして、本日の閉会の挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でございました。

事務局 : 副委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員会に出席いただき、誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえ、アンケート調査等の事業を進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

次の委員会ですが、2月の下旬から3月上旬頃の開催と考えております。次回の委員会もよろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

以上